

環境経済委員会資料

豊橋市廃棄物の処理及び再利用 に関する条例の改正の考え方について (資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)

令和5年8月17日

環境部収集業務課

目次

1. 条例改正の必要性について	3
(1) 現状と課題	
(2) 改正の趣旨	
(3) 改正の内容	
2. 条例改正後のスキーム	5
3. 今後の予定	6
【参考資料】 他都市の条例制定状況	7
(1) 県内の中核市及び近隣市	
(2) 県外の中核市	

1. 条例改正の必要性について

(1) 現状と課題

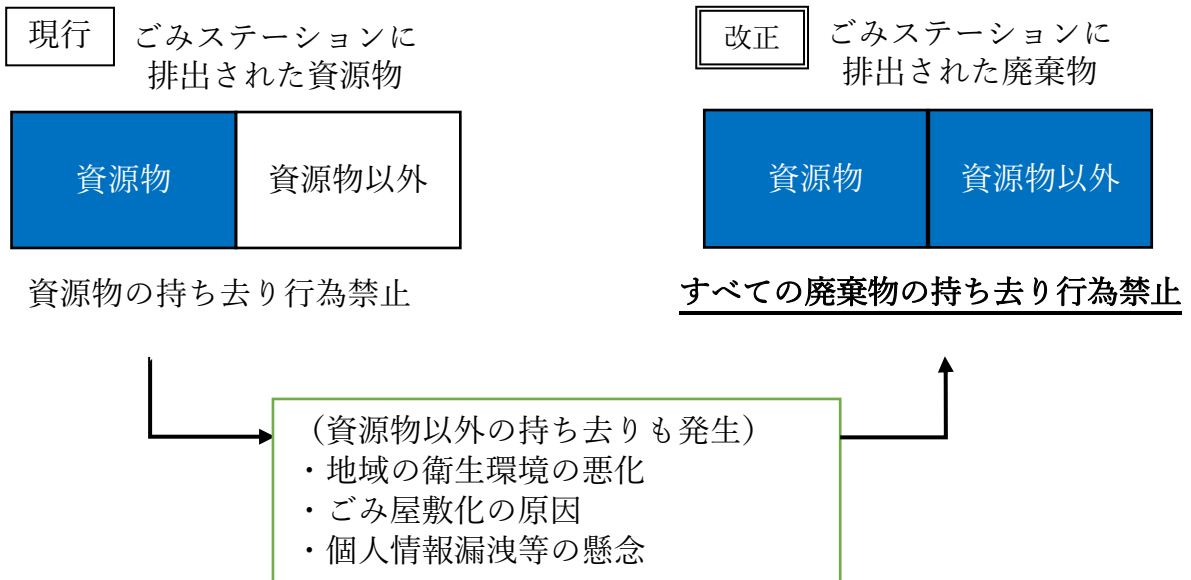
市民からごみステーションに排出された廃棄物のうち、資源物が持ち去られ財政的な損失につながることを防ぐため、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例により資源物の持ち去り行為を禁止(第17条の2第1項)し、行為者には20万円以下の罰金(第38条第1項)とする罰則規定を設けています。(平成25年10月1日施行)。

しかし近年においては、ごみステーションから資源物以外の廃棄物の持ち去り行為も発生しており、ごみ散乱による周辺地域の衛生環境の悪化が生じ、一部にはごみ屋敷化の原因にもなっているほか、個人情報漏洩やプライバシー侵害も懸念される状況になっています。

(2) 改正の趣旨

以上のことから、条例の一部を改正し、ごみステーションに排出された廃棄物の持ち去り行為を禁止対象とし、併せて資源物と同じ罰則規定を適用します。加えて公表の規定を定めることで抑止力を高め、廃棄物の持ち去り行為を防止します。

このことにより、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保します。



(3)改正の内容

① ごみステーションからの持ち去り行為の禁止対象と罰則対象の範囲を拡大します。

項目	対象範囲	罰則の規定
改正前	資源物 (※1)	20万円以下の罰金
改正後	廃棄物 (※2)	

※1 規則で定める8種類

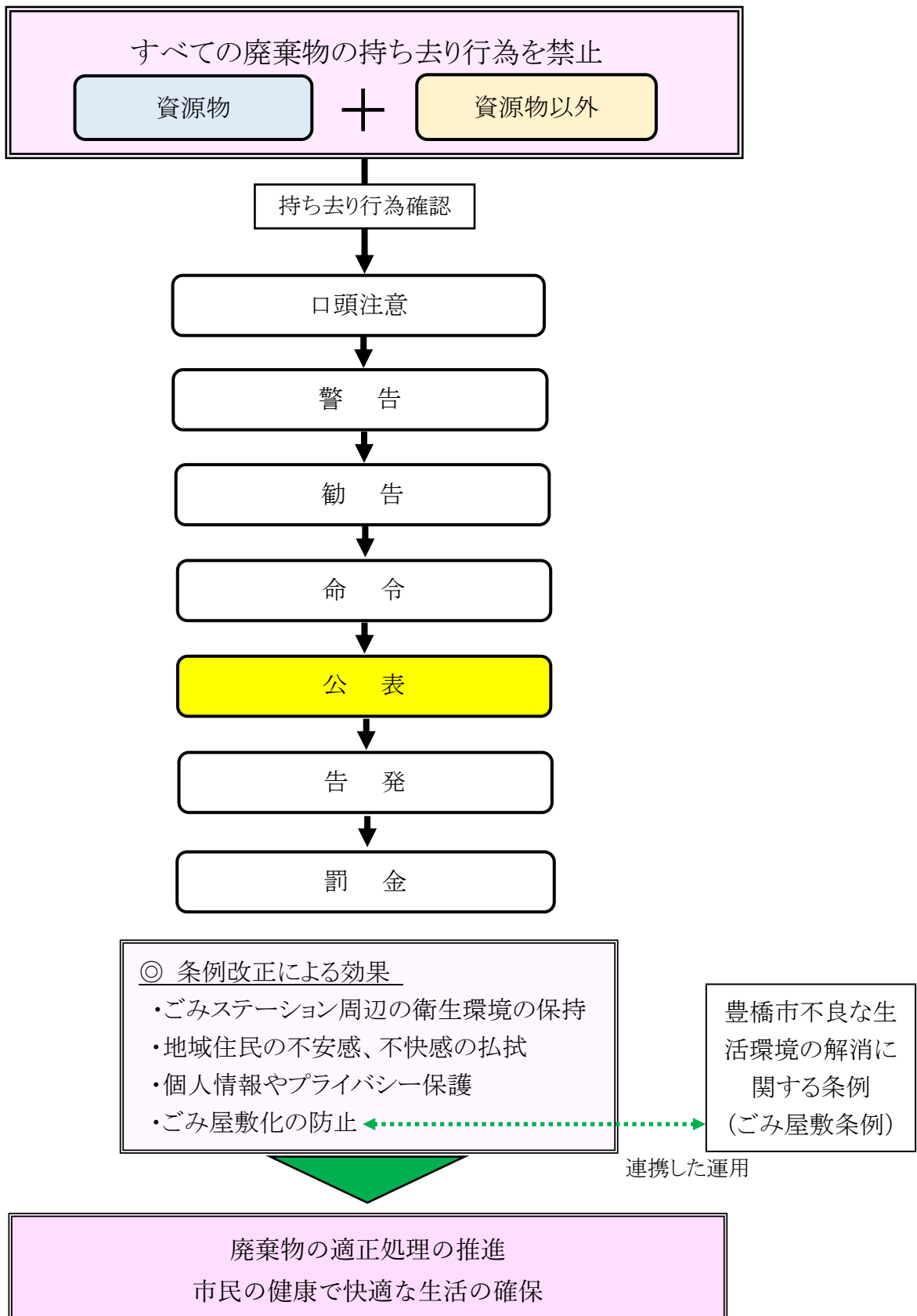
- ①アルミ缶・スチール缶、②びん、③ペットボトル、④プラスチック製容器包装、
⑤古紙、⑥布類、⑦電気器具類、⑧金属を含むもの

※2 ごみステーションに排出された廃棄物

② ごみステーションからの持ち去り行為を禁止する命令に従わない場合、その事実を公表します。

2. 条例改正後のスキーム

ごみステーションに排出された廃棄物を対象として、現行条例と同様の流れで指導及び処分を行い、行為者が命令に従わない場合に公表を行います。



3. 今後の予定

令和5年	9月～10月	パブリックコメント
	12月	条例案上程
令和6年	1月～3月	周知
	4月	施行

(1) 県内の中核市及び近隣市

市名	施行日	持ち去り禁止対象	罰則等内容
岡崎市	H25.4.1	資源物	20万円以下の罰金
豊田市	H27.4.1	家庭廃棄物	資源物：20万円以下の罰金 資源物以外：公表
一宮市	H24.7.1	資源物	20万円以下の罰金
豊川市	H27.10.1	資源物	20万円以下の罰金
蒲郡市	H20.4.1	資源物	5万円以下の過料
田原市		規定なし	
新城市		規定なし	
浜松市	H26.4.1	家庭廃棄物	公表、20万円以下の罰金
湖西市	H27.4.1	家庭廃棄物	公表、20万円以下の罰金

(2) 県外の中核市

資源物以外の廃棄物も持ち去り禁止対象としている12市

市名	施行日	持ち去り禁止対象	罰則等内容
福島市	H30.4.1	廃棄物	罰則等規定なし
郡山市	H19.4.1	廃棄物	20万円以下の罰金
いわき市	H21.10.1	廃棄物	20万円以下の罰金
船橋市	H20.7.1	家庭廃棄物	公表
八王子市	H23.1.1	廃棄物	公表、20万円以下の罰金
横須賀市	R2.7.1	一般廃棄物	5万円以下の過料
金沢市	H21.4.1	家庭廃棄物	資源物：20万円以下の罰金 資源物以外：罰則等規定なし
長野市	H21.7.1	家庭廃棄物	20万円以下の罰金
大津市	H16.4.1	廃棄物	公表
福山市	H17.2.1	家庭廃棄物	公表
下関市	H17.2.1	家庭廃棄物	20万円以下の罰金
鹿児島市	H20.7.1	一般廃棄物	20万円以下の罰金